

地方自治制度講師養成研修

目 的	地方自治制度の研修講師として必要な知識と研修指導技術を習得し、併せて研修講師を務める。					
内 容	地方自治制度、地方公務員制度について体系的に学ぶとともに、レクチャー等の作成、プレゼンテーション話法等の研修技法に関する講義、実習、模擬講義を行うことで実務能力を養う。 (修了者は「市町村職員研修講師」として認定される。)					
実施期間 (9日間)	令和3年 8月18日(水)～26日(木)	定 員	2名(ただし、1市町村につき1名まで)			
対 象 者	市町村長が推薦する職員					
主 催 者	公益財団法人 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)					
開 催 地	公益財団法人 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー) (千葉県千葉市美浜区浜田1丁目1番地)					
推薦期限	令和3年 5月14日(金)	《第5回》	推 薦 書	派遣用	経費内訳	—
宿泊場所	市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)	そ の 他 必 要 様 式	P116~117	実施要領	P88~89	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料と旅費を助成 ・市町村アカデミー申込期限 令和3年 6月 1日(火) 					

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。